

# Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

## 社長、「社長の仕事」してますか！？

### ● 計画を作ったら売上が上がるの？

「経営計画を作れば利益が増えたり、良い人材が入ったり、売上が増えるんですか？」

「そんな暇があったら営業に行った方がずっと良いんじゃないですか？」...

経営計画の作成セミナーをお勧めしたときに、必ず社長から投げかけられる問いです。私はその時に「ハイ！必ず会社が良くなります」と自信を持ってお答えします。現実には、私ども事務所の「MA S 監査（経営サイクル確立サポート）」を受けられているお客様は、ほぼ100%業績が伸び、会社の長期的な課題が順番に解決され、この厳しい経営環境の中でも将来の展望が開け始めています。

経営サイクルを確立するという事は「目標管理」をすることです。経営目的やあるべき姿を明確にして、具体的な目標を設定し、目標を達成するための計画を立てて、これを一つずつ実現していくことを「目標管理」と呼びます。社長ならどなたでも「こうすれば会社が良くなる」という課題の一つや二つには必ず気づいているものです。ただ、忙しさに負けてそれを先延ばしにしているだけではないでしょうか？

### ● 問題を解決したら儲かるに決まっています！

「昼の売上が悪いからチラシを作って近所の企業訪問をしてみよう？」から始まって、「親会社への依存度が高いから新規開拓して売上が分散しよう」「女性の営業を入れて教育してみよう」... ただ頭の中に浮かんだだけで、結局行動しない。伸びる会社とジリ貧会社の差は「行動するか否か」の違いです、経営環境のせいでも社員のせいでもありません、「社長が仕事をしない」からです。ただバタバタと現場やお客様を走り回っているのは「仕事」とは言いません。それは社員の仕事です、経営者の本当の仕事は別にあります。

経営者の仕事とは「価値ある目標」を創り出すことなのです。人は「価値ある目標」との出会いにより「生き方」が変わります。価値ある目標を持ったとたんに、時間の使い方が変わり優先順位が変わり行動が変わります... 社長が変われば、会社も変わり、周囲が変化し、結果が変わるのです。「価値ある目標」が、社長を変え、会社を変え、業績を変えるのです。そして、価値ある目標の下に志ある者たちが集まるのです。

ですから、「経営計画」とは... まさに「自己革新のためのツール」そのものなのです。

### ● 私たち事務所も一緒に戦います！

5月のこの欄でお話した通り... 50歳の時に、体重87キロ、動脈硬化、高血圧、脂肪肝、通風、無呼吸症候群で365日の飲酒と一日二箱の喫煙... 「身体に悪いから」と何度ダイエットしても、禁酒しても、禁煙しても、続かなかった私が、ただ「エベレストに登ろう」という目標を持っただけで、行動が変わり生活が変わり生き方が変わって... 体重71キロの健康体になり6千メートルの山にも登れるのです。

これは仕事でも同じです。私たち事務所も、お客様に対する私たちの事務所の存在意義と、私たちの目指す「価値ある目標」を明確にして、それを実現するために解決しなければならない課題を列挙し優先順位をつけ計画に落とし込んで、一つ一つ解決していくプロセスを全員で共有するという経営サイクルの確立に挑戦しています。ですから私たちは経営計画の価値を知っています。そして、私たち自身が実行していないことをお客様にはお勧めはしません。私も税理士であると同時に社員30人を抱える経営者として、この経営環境の激変と向き合っています。思考し決断し行動し、自己変革を通して価値ある目標を実現して行こうとする経営者の皆様と共に、この時代の荒波に立ち向かいたいと思います。

**◆ 環境を配慮した税制**

環境を配慮した税制としてエコカー補助金制度は私達の生活にすっかり浸透しました。他の先進諸国と比較すると少ないものの、この補助金以外にも環境に配慮した税制の導入及び改正が行われています。環境にかかる負担が大きい活動に対しては税金の負担を重くし、反対の場合には税金の負担を軽減し、社会の行動パターンを環境への負荷が相対的に小さいものへと転換させるように誘導しています。そのうち今回は税金の負担を軽減する環境関連税制について説明させていただきます。

**● グリーン投資税制**

青色申告書を提出する法人又は個人が、以下の要件を満たしているときは、普通償却に加えて取得価額の30%の特別償却又は7%相当額の税額控除を行うことができます。ただし、税額控除は中小企業者(資本金の額又は出資の額が1億円以下若しくは資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が千人以下その他一定の要件を満たす法人)のみ適用できます。

要件①期間：平成23年6月30日から平成26年3月31日まで

②資産：太陽光発電、風力発電設備（500W未満を除く）、電気自動車や水熱利用設備

③条件：その取得をした日から一年以内に事業の用に供すること

**● エネルギー需給構造改革推進税制(エネ革税制)**

平成24年度の税制改正により、今年7月から再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されることに伴い、以下の要件を満たしているときは事業の用に供した日を含む事業年度において即時償却(100%を初年度に償却)が可能になりました。ただし、余剰買取制度によって売電した場合、個人の生活の用に供する場合、貸付の用に供する場合又は中古設備を購入する場合は税制の適用が受けられませんのでご注意ください。

要件①期間：平成24年5月29日から平成25年3月31日まで

②資産：10kW以上ある太陽光発電設備又は1万kW以上ある風力発電設備

③条件：買取制度の認定をうけ、その取得をした日から一年以内に事業の用に供すること

また、エネ革税制の適用を受けられる資産については、グリーン投資税制といずれかの税制措置の選択適用となりますので、有利な制度を採用して下さい。なお、買取制度の認定制度については、認定に必要な書式や認定申請書の提出先等は、現時点では未公表となっております。

**● エコカー減税の継続**

石油資源や地球温暖化など、低燃費でなおかつ排出ガスもクリーンな車を普及させるため、以下の要件を満たすときは、自動車取得税、自動車重量税について50%から最大100%の減免、自動車税について25%から最大50%の減免を行うことができます。

要件①期間：自動車取得税については平成24年4月1日から平成27年3月31日までに

自動車重量税については平成24年5月1日から平成27年4月30日までに

自動車税については平成24年4月1日から平成26年3月31日までに

②資産：次世代自動車や低排出ガス認定車で平成27年燃費基準を達成したエコカー

③条件：②の資産を取得すること

なお、こちらはエコカー補助金と異なり、中古車を購入する場合でも条件を満たしていれば減税を受けることができます。

その他詳細を確認したい方、ご不明な点がある方は担当者までお問い合わせ下さい。

## ★ 国内企業の2/3が、後継者難 (帝国データバンク調査より)

中小企業はなんだかんだと言っても「社長」でもっています。ですから、後継者の確保・育成は中小企業の最重要課題だと言っても過言ではありません。2012年は団塊の世代が65歳を迎えることもあり、現役社長の平均年齢が59歳7ヶ月となる中小企業にとって、後継者問題は最大の課題となっています。

### ●後継者不在率65.9%

調査対象となった全国・全業種40万8954社のうち、65.9%にあたる26万9488社が後継者不在であり、全国企業の2/3は現時点で後継者が決まっていないという実態が明らかになりました。会社代表=筆頭株主であるオーナー企業では68.2%が後継者不在となるなど、多くの国内企業が事業承継に問題を抱えていることが分かります。

### ●地域別分析

後継者不在企業を地域別に分析すると、最も不在率が高かったのは「北海道」の71.8%。次いで「中国」の71.3%となり、2地域で7割を超えました。一方、同族承継の土壌が強いと言われる「四国」では、不在率49.0%と全地域唯一50%を割っています。早い段階で子息を後継者として育成し、同族での承継を意識する傾向が強いためと見られるのは参考にすべきかもしれません。

都道府県別に見ると、「沖縄県」が不在率84.1%と47都道府県で唯一8割を超えており、次点の「広島県」75.2%を10ポイント近く上回るなど、事業承継への意識が特に低い傾向にあると見ることができます。とはいえ、同県の社長の平均年齢は57歳9ヶ月(全国最年少)と若く、事業承継をまだ視野に入れていない企業が多いという側面もあるようです。一方、「秋田県」不在率74.2%、「島根県」74.0%は社長の平均年齢も高いため(秋田:61歳0ヶ月、島根:60歳8ヶ月)、後継者難が深刻であると見られます。不在率84.1%の「沖縄県」から最低の「和歌山県」37.3%まで、47都道府県で50ポイント差があることから、事業承継には地域差や県民性が大きく関わっていると言えるようです。

### ●売上規模別分析

後継者不在企業を売上規模別に分析すると「年商1億円未満」の零細企業が不在率76.3%で、同レンジでは4社に3社が後継者不在となっています。最も件数のウェイトが大きい「1億円以上~10億円未満」の不在率は66.5%となり、今回の対象企業全体の8割を占める年商10億円未満の中小零細企業では、7割が後継者問題を抱えていることが分かりました。また「年商1000億円以上」を超える大企業では不在率29.3%となり、大企業とはいえ3割は後継者不在であるとのこと。

### ●業態別分析

後継者不在企業を業種別に分析すると、不在率が最も高いのは「サービス業」の72.1%、次いで「建設業」の69.6%、「林業、狩猟業」の69.1%となっています。以前から後継者不足が取り沙汰されている「農業」では不在率は56.9%と、少なくとも事業者という視点で見れば、後継者問題はそれほど深刻化していないことが分かります。

さらに細かく業種をみると、「無床診療所」を営む企業の90.3%が後継者不在となっており、ほかにも「歯科診療所」89.3%、「有床診療所」81.5%、といった小規模の医療機関が上位に見られます。また、「デザイン業」「ディスプレイ業」「広告制作」といった広告関連業種も不在率上位に位置しています。

---

私が31歳で独立した時にある社長に「泉君、社長になって最初にする仕事は何か分かるか?それは後継者を発掘して育てることだ」と教えていただきました。長年かかって築き上げてきた大切な「事業」を次の世代に繋ぐのは社長の最大の役割でもあります。年齢に関係なく承継を意識しなくてはなりません。



★ 全員遺言時代

「うちは、相続税を払うような財産は持っていないから・・・」相続税が発生するかしないか、どうやって相続税を少なくするか議論の前に、誰が引き継ぐのかが重要です。仮に財産が少なくても争族（そうぞく）となる恐れがあります。特に、遺言書が無い場合には注意が必要です。

■ 子供のころは仲の良かった兄弟姉妹の家庭が・・・

右図は70歳以上を対象とした遺言書作成に関する調査結果です。現時点ですでに遺言書を用意されている方は全体の4%に過ぎず、これから作成予定の方を合計しても45%に留まります。

もし遺言書が無かった場合、財産をどのように分割するかは残された家族で話し合うことが必要となりますが、財産への考え方やそれぞれの立場によって意見が対立してしまう可能性があります。こうした争族が発生した場合、子供のころは仲の良かった兄弟姉妹の親族が感情的になり絶縁状態にまでなってしまうことも考えられます。



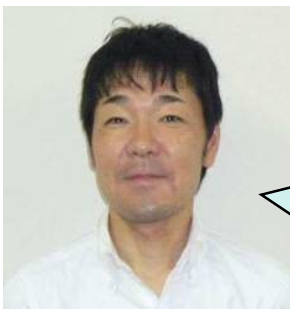
■ 遺言書の残し方

遺言書は自筆か公正証書が主なものになります。最近ではエンディングノートの活用が注目されています。遺言書の種類とそれぞれの効力は右図でご確認下さい。市販されている「遺言書キット」を利用して作成する方法もありますが、形式の不備や内容の曖昧さで問題となることがありますので注意が必要です。争族を防ぐためには公正証書遺言が最も有効です。しかし作成には費用が数万円必要となることに加えて立会人（被相続人の親族等の関係者は不可であるため、たいていは税理士や司法書士、弁護士が立会人となるケースが多い）が必要となる点と秘密に出来ない点（遺言内容が他人に知られてしまう）を注意しなければなりません。

残された家族が争族によって関係が悪化してしまう可能性を考えれば、手間や費用を惜しまずに、また、まだ元気だからと言って先延ばしせずに遺言書を用意しておくで安心です。

種類	検認 (家裁による確認)	効力
<b>エンディングノート</b> 資産、葬儀の希望など項目ごとに記入。安価で遺言作成に向けた頭の整理になる		通常は遺言として法的効力が認められない
<b>自筆証書遺言</b> 自分でいつでも書ける。証人も費用も不要。全文自筆で、書いた日付、署名、押印も必須	必要	強い 要件を満たして正しく書いている場合 弱い 要件を満たさない場合、内容が不明瞭な場合(偽造・紛失の恐れも)
<b>公正証書遺言</b> 公証役場に行かなければならない。数万円の費用と証人2人が必要	不要	強い 公証人が手続きをするので内容が明確で無効になる恐れが少ない。偽造・紛失の心配がない。遺言検索システムにも登録

(注) 内容を他人に明かさない「秘密証書遺言」もある。パソコンや代筆でも作成できる。ただし、公証役場で手続きし、公証人手数料と証人2人、公証人1人が必要



■ 横浜総合フィナンシャルの西尾です！

残される家族のことを考えても遺言書を作成することを強くお勧めします。特定の人に財産を相続させたい、又は相続させたくないなどのお考えがある場合には特にご準備していただきたいと思えます。作成方法から内容のご相談までお気軽にお声掛けください。

“事業成功の半分は、選んだ土俵で決まる”

(ソフトバンク 孫正義)

人口減少・経済収縮という経営環境の中で、私たち経営者は日々の経営や雑務に追われながらも、常に根本思考（根本的、長期的、多面的）による高い視座で自社のおかれている経営環境を見つめていかなければなりません。それが「経営」なのですネ。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 5 0)

- ★ 「某病院の待合室からはその病院の庭が見えるの。でも日当たりのいいその庭には雑草が生えていて、しかもその雑草は凄く伸びているの。私だったら薔薇を植えるのに。今度院長先生にそのことを言ってみるわ。」これは薔薇が好きなある奥様の言葉です。奥様はただ薔薇が好きで、待合室から綺麗な薔薇が見えれば患者さんの気持ちも和むだろうと思っているだけなのですが、花屋（植木屋）であれば仕事が一つ獲得できるかもしれません。ビジネスチャンスは転がっているのですね。問題はそれをいかに生かせるかです。(KARINO)
- ★ 懸賞に当たり！韓国旅行に行ってきました。最近のパッケージツアーには多い日程ですが滞在時間が48時間しかなく、韓国は初めてだったので「何をするか」を絞り込むことが大変でした。ガイドブックを見ては宮廷、民族舞踊…とピックアップしていくのですが、結局は現地の生活にふれようと、ただただ市場を見て食事して過ごしました。どの国に言ってもその国の風土で育った食べ物があり、その場所で食べるとおいしいから不思議です。水と空気のなせる業でしょうか。日本食を見直す時間ともなりました。(YAMAMOTO)
- ★ 第2期後継者育成塾が7月に終了を迎えます。1年間を通じて、経営者に必要な『思考力』『行動力』『人間力』『表現力』を学んでいただくカリキュラムとなっていました。最終講義では、後継者の方々にどのように経営をしていくのか、方針を発表して頂く予定です。去年の1期生からは既に3名が代表に就任した案内を頂きました。今年の卒業生からも、代表就任の案内をいただけるよう、引き続きサポートして行きたいと思えます。第3期後継者育成塾もリニューアル開催を予定していますので、是非ご参加を！(TOCHIKURA)
- ★ 可愛い娘から「父の日」のプレゼントが届きました。．．．と言っても実の娘ではなく下の娘の親友で中学生の頃から良く知っているYちゃんです。中学を卒業した春休みに、もう一人の友達と娘の三人で森の家に遊びに来て、庭にカマクラを造ったり雪の斜面を転がったりして大騒ぎして一緒に遊んだ私の「幼なじみ」です（笑）今年の春、大学卒業祝いと就職祝いを兼ねて娘と三人で寿司屋で大酒飲んで騒ぎました！！娘が「あんた達とはつき合い切れないよ」と呆れかえるほど。．．．きっと、そのお礼も兼ねて新入社員研修で出かけている沖縄から、泡盛と「お父さんありがとう」のメッセージ入りのオリオンビールを送ってくれたのだと思います。そんな「気遣い」のできる立派な女性に育ったのかと思ったら、元気に笑い転がっていた子供の頃の顔が目の前に浮かんで、隣の家内に「やっぱりね～絶対に泣くと思ったよ」とからかわれるハメになりました（涙）携帯メールにお礼を入れると、夜遅く「研修は大変ですが頑張っています！また帰ったら、飲みに来てってください」と書かれた返信メールが届き、社会人になって最初の荒波の中で、きっと明るく元気に頑張っている彼女の顔が目に浮かび、またまた涙がこぼれてしまったのでした（涙）世の中の社会に出たばかりの若者すべてにエールを送りたいと思えます！ガンバ！！（笑）(IZUMI)

## 横浜総合事務所グループ

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／有限会社FMIコンサルティング／株式会社横浜総合フィナンシャル

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

### セミナーのご案内

※関与先値引き有り

#### ★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

**自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！**

日時：平成24年7月19日(木)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 52,500円 関与先割引 26,250円

昼食代込（お二人迄参加可）

#### ★ “新・横総経営塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

**第18回「新聞から学ぶ、情報の活かし方講座～あなたの新聞の読み方はもったいない!?～」**

講師：株式会社 横浜総合フィナンシャル 代表取締役 西尾 剛

日時：平成24年7月18日(水)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 3,000円

#### ★ “組織活性化プログラム” 経営革新実践セミナー

**としき流5S活用術セミナー～5S活動が組織を変えた！事例で解説！5S活動の全貌～**

講師：株式会社 経営改善支援センター 代表 戸敷 進一

日時：平成24年8月1日(水)

場所：TKPガーデンシティ横浜

募集：参加費 3,000円／1名

※詳細については同封のチラシをご覧ください

### ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)船井財産コンサルタンツ

企業再生・承継コンサルタント協同組合、(株)FPG、(株)経営改善支援センター

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、BDO 税理士法人

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通 17JPR横浜日本大通ビル 10F

横浜総合事務所グループ／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります